

第8回秋田家庭裁判所委員会議事概要

秋田家庭裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成20年2月27日(水)午後3時00分～午後5時00分

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

狩野節子, 川勝隆之, 熊澤あゆ子, 佐々木繁, 佐藤英治, 萩原佐織, 藤井俊郎

(敬称略・五十音順)

(説明者)

和田裁判官, 大中事務局長, 齊藤首席書記官, 石嶋次席家裁調査官, 高橋事務局次長

(庶務)

小野総務課長, 一関総務課課長補佐, 佐々木庶務係長

4 議事

(1) 議事の進行について

(2) 委員長の選任

(3) 「家事調停について」を議題にした意見交換等

(4) 次回開催期日及びテーマについて

5 議事要旨

(1) 議事の進行について

異動により委員長不在となっているため, 秋田家庭裁判所委員会委員長職務代理者の藤井俊郎委員が議事を進行する旨告げた。

平成19年8月1日付けで7人の委員が新たに任命されたことから, 出席委員から自己紹介があった。

(2) 委員長の選任

(以下、 が委員長職務代理者、 が委員、 が説明者の発言)

委員長については、家庭裁判所委員会規則6条1項により、「委員の互選により選任する」とされているが、御意見を承りたい。

この委員会の目的が国民の意見を反映させるということからすれば、委員長は市民委員の方から選任されるのが筋ではないか。

もっともな御意見だと思うが、委員長を受けてくれる委員がいればという前提の話だと思う。

委員長の委員会開催に向けた仕事がどのようなものか踏まえた上で選出するべきと思う。

委員会の期日やテーマの調整作業が必要であり、テーマによっては事前に必要なデータを集めて委員長に見ていただく作業もある。

協議内容についてある程度の経験があって、委員長をやってみようという委員がいなければ難しいことは分かっているので、市民委員の中から委員長を選出する方向で委員会を運営していくということを今後の課題としていただきたい。

委員の互選により家裁所長の川勝委員を委員長に選出することとする。

(以下、 が委員長、 が委員、 が説明者の発言)

私どもも市民委員が委員長役を努めてくださることが理想的な運営の在り方だと思っており、これからの当委員会の運営に期待したい。

まず、今回の意見交換に入る前に、事前に御説明・送付させていただいたデータ等について、御質問があれば伺いたい。

家事審判事件の新受件数について、平成5年が約2,500件で、平成18年が約5,000件と約2倍に増えているが、人事訴訟事件につながるような事件はそれほど増えていないようなので、具体的にどのような事件が増えて2倍になったのか伺いたい。

昨今、後見を必要とする高齢者が増えて来ており、その関係から後見事件及び後見監督事件の数が伸びたためではないかと理解している。

今説明のあった、後見等監督あるいは後見開始の事件が増えたということだけでは、平成5、6年当時の水準との関係を説明しにくいところもあると思う。子の氏の変更や相続放棄だけでも3,000件近くまで増えていることが全体的な事件数の増加に影響を及ぼしていると推測されるが、今日の段階ではそれ以上細かいデータを持ち合わせていない。

(3) 「家事調停について」を議題にした意見交換等

それでは、本日のテーマに入りたいと思う。

本日は「家事調停について」を取り上げて意見交換をお願いする。家事調停というのは家庭裁判所で取り扱っている仕事の中で、かなり大きなウエイトを占め、まさに家庭裁判所が家庭裁判所であるという特色を持った業務であるし、委員からも調停事件に対する関心が示されたことから、最初に取り上げるテーマに選定させていただいた。進行としては、家庭裁判所の調停委員研修用に作成したビデオを御覧いただき、その後、若干裁判所側から家事調停事件の事件動向であるとか調停委員についての説明をさせていただいた上で意見交換をお願いしたいと考えている。

(ビデオ上映)

今のビデオで家事調停の進め方の大体のイメージはつかんでいただけたと思う。

なお、ここからは、主に家事事件を担当している秋田家庭裁判所の裁判官が同席し、必要な説明役を行うことにしたい。

それでは、意見交換の前に、裁判所側から簡単に家事調停手続の概要であるとか調停委員に関する補足説明をする。

家事調停手続の概要、調停事件数の動向、調停委員関係について資料を基に説明した。

既済事由別事件数で調停不成立 16 パーセントとあるが、不成立となるとその後どのようなようになっていくのか。

合意が得られた場合は成立となるが、当事者双方が納得できる解決案が得られなければ不成立となる。また、当事者の一方が出頭しないために調停不成立となることもある。

なお、合意が成立したとしてもその内容が法律に違反しているとか著しく妥当性を欠く場合は、調停委員会として合意が相当でないとして、不成立として終了させることもある。

財産分与、親権者変更、遺産分割などの乙類事件と呼ばれる一定の調停事件は、不成立になると、審判手続に移行する。一方、夫婦関係調整などの一般調停の場合は、審判事件には移行しないで調停事件は終了する。訴訟で争うことができる事件は、訴えの提起をすることになる。

既済事由別事件数について、取下げの件数が全体の 4 分の 1 強とかなりの数があるが、取下げに至る事由の内訳を伺いたい。また、家事調停事件の平均審理期間の推移は、およそ 3 . 5 月くらいが平均と思うが、双方が歩み寄って取下げに至る場合であれば、ある程度調停の回数が進んだ後の取下げが多いのか伺いたい。

正確な統計をとっている訳ではないので取下げの内訳を今すぐには申し上げられないが、調停期日に話し合いがつかないからその場で取下げる場合もあれば、期日間に書面で取下げるなどいろいろある。後者の場合では、「都合により取下げる。」という書面が出るだけなので、裁判所として厳密な取下げの理由を把握できないものもかなりある。把握している中を見ても、調停を 1 回開いてみたら相手方が離婚するのに合意したので調停外で協議離婚することにした、というように円満に解決したので取下げるといったものから、相手方が全く出頭しないので取下げるといったものまで様々である。また、調停期日に取下げをされる方についても、いろいろ事情があるように

拜見する。調停で協議ができないからといってすぐ弁護士にお願いして訴訟までやって離婚しようという方が必ずしも多いわけではない。話し合いができなかったらとりあえず今のところは取り下げて、もう少し機が熟したらもう一度話し合いに来ようというような方もいる。また、養育費請求など、相手がいないと協議が進められない性質の事件なのに、相手の行方が分からず、呼出状を送ったが着いたのかどうかも分からない、というような場合には、相手が出てこない理由が、相手が協議に応じないのか、単に連絡がつかないだけなのか、裁判所として判断できない事例もある。そういう場合には、不成立ではなく、取下げを選んでもらうこともある。その結果、何回目に取り下げとなることが多いのかという後者の質問についても、千差万別であるというしかない。中には1年近くもずっと調停で離婚の協議をしたが決着がつかず、また別の機会に改めて話し合いたいということで取下げする方もいれば、1回調停を開いただけで裁判所に来なくても当事者同士で話し合いができそうだということで取り下げる方もいる。

私が、今回調停の問題をテーマに取り上げてもらいたかった大きな理由の一つが、今、委員の方々から御指摘のあった調停不成立と取下げの点であった。家事事件をやっていると、例えば、「生活費が欲しくて調停をやったが、相手方が期日に出席しない、あるいは相手方が出席しても一銭も払わないと言ってそれっきり何の返答もない、ということで調停が終わりになってしまった。」ということをかなり頻繁に相談者から訴えられる。「婚姻費用分担調停が不成立で終われば審判に移行すると思うが、そういう説明はなかったのか。」と私が聞くと、相談者は「それは何ですか。」と言う。養育費についてもそういう話をよく聞く。結局、結論が出ないままに終わって、その後どうなるかということも全く分からずに、どうしたらいいのかと弁護士に相談に来る。聞いてみると、調停を取り下げた、あるいは調停をしないという形で終わっているらしいが、自分の申し立てた調停がどういう形で終わって

いるのか、この後どうなるのかという法律的な手続を、裁判所から説明しているかもしれないが当事者に十分理解されていない。そこに弁護士がきちんとかかわれば、資料が足りないのであればこういう資料を集めるとか、相手が来ないならどういうやり方があるとか、ともかく審判までもっていく、あるいは調停不成立で終わって訴訟ができるものであれば訴訟に行くとか、そういう話ができると思うが、中途半端に終わっていて、どうしていいかわからないと言う。また、調停そのものに対する無力感を持って相談に来られる方も多かった。そういうことから、932件のうち256件が取下げに終わっているということ、ある意味驚きでとらえている。細かいことにきちんと弁護士が対応しなければ権利を守れない人たちがものすごくいるんだということ、今は、法律扶助を使って積極的に代理人に付くようにしている。その中には1度調停をやって、何が何だかわからずにとにかく終わった人の代理人に付いて、再度調停を申し立ててやるというケースもかなりある。そういう意味では、調停の手続的な説明がなかなか申立人に分かるようにされていないという問題を感じている。家庭裁判所というのは、大きく分けると、家事調停と人事訴訟と少年審判に分けられると思うが、人事訴訟以外は非公開の手続であり、弁護士が付かないケースが多分圧倒的に多いと思う。したがって、その中で当事者が悩んでいることが他の者から分からないでいるケースが非常に多いのではないかと思う。まして家事調停というのは、日常生活に最も密着した問題なので、裁判所が当事者にとって気軽にアクセスできる場所にならなければならないと思う。私は、書記官室の受付へ時々行っているが、本当に対応がよくなったと思っている。それでも法律に素人な人たちが、最後まで自分の申立てあるいは訴えがどうなるのかというのを分からないままに放置されているという現状があるのを知っていただきたい。また、できれば、これを機会に、委員会で取り上げる大きな問題として、今後実情等を調査してもらえないかと思っている。

平成19年の統計では、本庁の数値で申し上げますと、今御指摘のあった不成立で終局すると審判に移行する調停事件である乙類調停事件の既済総数は152件であった。このうち、合意に至って成立したものが85件で半数強である。31件が不成立になり、これらについてはすべて審判に移行している。取下げは34件である。その他の既済が2件となっている。

事案によっては、家事調停の部分と民事調停の部分が複合した事案が多分にあるのではないかと思う。そういった場合、手続上はどのように扱うのか伺いたい。

調停自体の仕切りとしては、家事調停と民事調停というのがあって、家事調停は家庭裁判所で取り扱い、民事調停は簡易裁判所で取り扱っている。

親族間の紛争でも実際にはお金の貸し借りみたいなものと民事調停でもいいようなもので、その辺の区別はあいまいな部分があるが、家庭裁判所に申し立てられれば受け付けている。調停がうまくできなかった場合に、当事者が民事訴訟を改めて提起するかどうかは、当事者の意思にゆだねられる。

民事調停と家事調停は連携して処理する態勢にあるのか。

家庭の問題、親族間の紛争の解決が前提となるとか、それと密接に関連するということであれば、家庭裁判所で取り扱って一括して解決を図ることになる。その意味では、家庭裁判所は緩やかかつ弾力的に家族、家庭の紛争をとらえて運用している実態にある。

同じく家事調停事件の既済事由別事件数で、調停に代わる審判が平成19年は0件となっている。もともと調停に代わる審判は制度上使われにくいものだと思うが、秋田では例年0件なのか。もしそうだとすれば、それはやはり調停に代わる審判の制度上の問題なのか、その点を伺いたい。

民事調停を扱っている簡易裁判所では、特定調停（債務整理を目的とした調停）の中で、いわゆる「17条決定」という調停に代わる決定を出すことが、かなり頻繁に行われている。特定調停では、利息制限法の上限を超える

利率での取引の場合，相手方である貸金業者に対する債務がないということを確認したり，又は，利息制限法の利率に引き直した場合の残額を確認する協議を行うが，その際に，貸金業者が裁判所に出頭しない場合には書面で審理することがある。書面で審理して構わないということについて，当事者双方と裁判所との間で合意が成り立っているため，17条決定に対してはほとんど不服申立てが出されないことから，かなり活用されている。

これに対して今御指摘のあった，家事調停のいわゆる「24条審判」という調停に代わる審判に関しては，本庁，管内とも平成18年，平成19年とも1件も例がない。24条審判は，例えば，離婚調停で，a 結論が明らかなのに，当事者一方が意地になっていて応じないなどの場合に使うだとか，b 法律上離婚が認められていない国の方と離婚する場合に便宜上審判の形をとるだとか，c 相手方が遠方に住んでいて出頭しないが離婚するという意思がはっきりしている場合に使うなどと言われている。しかし，実際には，先のcの，相手方が出頭しない時に，審判ができるほどに合意が熟したと思えるような事例はほぼない。出てこない方は，それなりの言い分があるか，全く音信不通かのどちらかなので，裁判所が調停に代わる審判をすることがなかなかできない状態である。それに，後日，不服申立てがあると24条審判の効果は全く生じないので，それに対する警戒感が審判を行う裁判所側にもハードルとなっているのかもしれない。また，aの，これが合理的な解決方法だというのが分かっているのに当事者が応じない場合に24条審判を活用するという例についても，調停では双方の意見を聞いて進行するが，証拠に基づき認定する訴訟と違い，一方の意見が悪いと判断することができないことが多い。訴訟という道が開かれているし，法律扶助を使う道もあるので，どうしても審判で解決しなければならないという事情がある事例になかなか出会わないということが一つの原因ではないかと私は思っている。

調停の全般的な感じについてお話ししたいが，先ほど見ていただいたビデ

オでは、同席調停（当事者双方が同時に入室する形態）を活用していたが、実際上は、家事調停での同席は難しいのが普通である。逆に、別席調停（当事者が交替で入室する形態）だと、どういう形で自分の言い分が相手に伝えられているか分からない部分があるので、それがややもすると調停に対する当事者の疑心暗鬼とか、調停委員に対する不信感を生むということもある。その意味からすると、当事者双方が同席して当事者が主体的に話し合いをし、調停委員が交通整理的な仕事をするのが理想だろうと思うが、なかなかそれができていないというのが現状である。ビデオの事例は、結局、双方が譲り合い、落ち着くべきところに落ち着いたということになっているが、実際には、紛争を抱えた当事者はそう簡単に譲歩しないというのが実情であろう。また、最近は親権を争う事案がけっこう多く、秋田では対立が深刻な事案は未だにそれほど多くはないように思われるが、首都圏の裁判所だとその調整が非常に難しくなっている。先ほどのビデオのように、子供が小さい場合には、母親が育てるのが一般常識ではないかという説得が通用していた時代はあるが、最近はむしろ男性が子育てにこだわったり、母親でもなかなか子育てに向かないという当事者も多いというようなことで、一般論を言っても説得力がないという事案によく出会う感じがする。

先ほどのビデオは裁判所の調停委員向けに作られたものなので、いつも当事者側に立っている者としては勉強になったが、当事者側から見ると幾つか意見というか質問もあるので、気づいた点をお話しさせていただきたい。まず一つは同席調停の点である。私も同席というのはほとんど経験がないくらいに少ないし、基本的には同席は難しいと思っている。円満に終わるというケースであれば最初から同席で構わないが、そのようなケースは少ない。二つ目は、ビデオの中では、待合室で、調停委員が当事者の名前を呼んで話をしていたが、待合室の中で話をするなどというのは実際の裁判所ではされていないし、近ごろは、名前を呼ぶのにも相当気をつけているという感じが

する。中には、待合室で名前を呼ばない扱いをしている裁判所もあるそうである。秋田はまだそうになっていないが、要するに名前を呼ぶとだれだと分かってしまうということである。秋田家裁では、話があるときも待合室の外に呼んで調停委員が話をするのをよく目にするが、調停委員が当事者のプライバシーに気がつかっているのがよく分かり、評価したい。三つ目に、調停の冒頭になされる調停委員の手續説明の点だが、当事者が調停という制度を理解するときに、調停というのは要するに同意で、自分の本当の気持ちで決まるものなのだということを理解していない方が意外と多い。調停委員から何か言われると、それに「うん」と言わないと不利に思われるのではないかと、調停の結果に不満を持つ方の中には、「調停制度そのものに対する理解がされていなくて、何となく調停委員に言われたからここで『うん』と言わなければ駄目みたいな気がして返事をした。」という話を聞く。調停制度というのは、当事者が本当に自由な気持ちでいいと思ったところで成立するものであるという説明が、少し足りないのではないかという気がした。四つ目に、ビデオの最後に子供と会いたいという話をしていたが、あれは法律的にみれば、面接交渉権というのがあるので調停を申し立てればといいのにと考えたが、調停委員からは、あなたはこういう手續をとる道があるんだという説明はされないものなのか。

私の理解では、あのビデオでは、最終的には面接について調停条項を作るのではないかと思う。あのケースでは面接の申立てをさせなくても、当然親権者を決めて、養育費の支払を決め、父親の方でどれくらいの面会を求めるか、あの流れだったら当然そういう形で調停をまとめているだろうと思う。現実のやり方だとそうだろう。ただ、離婚の合意ができて親権者の合意もできているが、面接のことでデッドロックに乗り上げているというケースだったら、とりあえず面接だけ切り離して離婚調停は成立させ、面接は別途調停で解決を図るというケースもあるかもしれない。

裁判所側では、調停委員がどの程度事前に調停の趣旨等について説明しているかと認識しているか。

私は、新任調停委員に対するガイダンスのような研修を担当している。

研修では、調停に必要な法律的知識の講義の他に、調停をするときの流れ、あるいは手続がどのように進められるかということについて、最高裁判所から出されている「調停の手引」という冊子を各調停委員に配布して説明している。その中で、調停の冒頭には、手続がこういうふうに流れるという説明をするよう、話している。ただ、調停委員が慣れてくると、冒頭の説明を十分にせず協議に入ってしまうということも十分考えられるので、今後も機会を捉えて、調停委員の方に伝えていくことにしたい。

合意形成の関係で補足すると、これは私個人の印象だが、調停における合意というのは、全て当事者双方が心から納得して合意しているかという点と、そうではなく、当事者が不承不承で合意する、あるいは合意せざるを得ないということによって合意する、いわば合意させられたという気持ちが残る状況で調停が成立するという点も、けっこうあるのではないかと考えている。一般的にいうと離婚調停の数が多いが、調停が不成立になれば申立人は離婚訴訟を起こすというケースで、その訴訟に要する当事者の負担を考慮すると、調停委員会として、「このくらいで合意したらどうだろうか、訴訟に持ち込むとしたらむしろ調停ということで合意をまとめた方が負担としても少ないし、訴訟の場でお互いにお互いの傷を広げ合うよりは調停でまとめた方がいいですよ。」という話し方もしている。そうすると「調停を不成立としたところで訴訟で結局こういうことになるのだったら、仕方がないから調停でまとめよう。」と考えて、調停を成立させようという最終的な決断をされる当事者もいるのではないかと思う。そういう場合だと、果たして本当にその当事者の完全な納得で調停が成立したかどうかということについては、後になってみたらやっぱり不満の気持ちが高ぶってくるということもあるかもしれ

ないという感じはする。ただそれは、家事審判官も加わった家庭裁判所の調停委員会という合議体が、一定の見通しの下に、「調停を不成立で終わらせてしまったら果たしてそれが本当に当事者のためになるのだろうか。」という観点から、必要なアドバイスもするのが妥当だという判断の下に行っている調整作業である。

養育費と婚姻費用については、東京や大阪の裁判官と家庭裁判所調査官が協同して作った算定表というものがあって、双方の収入が分かれば審判や訴訟になったときにこういう結論になるというのが一目りょう然で分かるようにできている。それを全調停委員が持っており、最近では当事者の方が裁判所に来る前に知っている例も多い。そういう一つのコンセンサスがあるので、こと養育費、婚姻費用の金額面に関しては、そこから大きく外れた合意はしないような調停の進め方をするように調停委員も気を付けているようである。裁判官も成立の際はそこに注意するようにしている。これと併せて、最近、年金分割制度という、婚姻期間中に掛けた年金は二分の一を上限に、妻にも分けてもらえるという制度ができた。これも男性の中には半分なんて絶対やるものかという方もおられるが、審判に移行した場合は二分の一と決められることが大多数なので、調停の段階でも調停委員としては、十分説得するようにしている。だから、こと養育費、婚姻費用、年金分割に関しては、かなり訴訟、審判となった場合と同じような合意ができるように調停委員会としてもリードするように努めている。しかし、慰謝料については、一般的な基準はないので、当事者の意向に左右される部分が多い。ただ、明らかに正義に反しているというような内容の調停条項に話が進みそうな場合には、その方向にまとまりそうになっても不成立という判断をするというのも、公的機関としての裁判所の務めではないかと思っている。

私が先ほど述べた、調停は合意で決まるということを当事者がよく理解できていないというケースは、そのような趣旨ではない。裁判になって嫌な思

いをして同じような結果になるかもしれないとか、そういうことをいろいろ考えて、不承不承でも「うん」ということは当然調停だからあり得ると思っている。私が言いたいのは、例えば、夫の側から突然離婚を申し立てられた妻が、調停で、「私はどこが悪かったのか」と言っても、「夫の離婚の決意が固い」として調停委員が離婚の方向で協議することを勧めてきたため、妻側は「離婚したくない」と言っても、どうも無力なのではないかと思ひ、離婚に応じることにしたなどと、後日当事者から言われるケースである。数は多くないが、そのようなケースが現実にある。

時間の関係もあるので、家事調停についての意見交換はこの程度としたい。

先ほど委員から御指摘のあった、取下げに関連して、適切な説明が行われていないのではないかという点については、裁判所としてももう少し状況の把握をしたいと考えている。調停委員の研修会等もあるので、説明する側と説明を聞いて受け止める側の認識のギャップもあり得ることについて、今回の委員会で御指摘があったことを、早い機会に調停委員に伝えた上で、取下げという形で終局させるのか審判という形で移行させるのか、そのあたりについて当事者に一層丁寧に説明することの必要性を、もう一度調停委員に認識させたいと考えている。

(4) 次回開催期日及びテーマについて

次回以降の日程であるが、これまで年に2回ないし3回開催してきたという経緯がある。次回は6月25日(水)、次々回は10月15日(水)の、いずれも午後3時から5時までの開催としたい。

次に、テーマの関係であるが、家庭裁判所がやっている仕事としては、大きく分けると家事と少年という二つの分野がある。家事の中では、今日取り上げた調停のほかに、人事訴訟があるが、成年後見制度の運用について、いかに国民のニーズを家庭裁判所として受け止めて、どういうふうに応用していくべきかというテーマも、かなりいいテーマではないかと思っている。も

う一つの少年の関係では、少年審判について、今いろいろな形で議論されていることは御承知かと思うが、特に最近の新しい傾向としては、被害者に対する配慮の充実があり、ことに被害者側が少年審判を傍聴することを一定の条件の下に認めるという方向でこれまで非公開であった少年審判が一部公開されていくという状況もあり、これも現在の新しい家庭裁判所に関する問題だろうという感じがしている。

この二つの中から取り上げていくのがよいのではないかと私どもは考えているが、委員の方々の御意見を伺いたい。

少年審判の傍聴の件については、報道に携わっている者としては、大事なテーマなので、非常に意義があると思う。

私は、テーマは市民委員の皆様がおっしゃるものをきちんと扱うべきだと思う。やり方としては、一回ごとにテーマを決めるのではなく、本当に重点的に、成年後見制度あるいは少年をやってみようということであれば、それを例えば、2年間又は2年間までいかなくても1回で終わらずに、調査も兼ねてきちんと掘り下げるという方法でやって欲しいと思っている。これまでのように1回ごとにテーマが違うとなかなか掘り下げられないので、個人的には、今日の調停の問題について、是非市民委員の方からも意見をお聞きしたいので、次回ももう少しだけでも続けていただきたいと思います。

調停の進め方の問題についての御意見もあったが、大体2時間くらいがこの委員会の時間的な枠だとすると、一つは、我々法律家は当然家庭裁判所がどんなことをやるか、それがどんな状況かというのは分かっているとして、市民委員の方は、そのこと自体まだ十分認識がない方がおられてもおかしくないという意味からすると、家庭裁判所がどんなことをやっているかということ、ひとわり鳥瞰（ちょうかん）図みたいなものを持っていただいた上で、更に議論を深めていくようなやり方もあるような気がするし、場合によっては、テーマを2本立てとする方式もありうるのかもしれない。ただ、

成年後見の問題であるとか少年審判の問題は、それ自体非常に大きな、いろいろな問題点があるので、多分最初の頭出しの関係で、2本立てというのは、かえって細切れになりすぎるという危ぐもある。委員の方の任期が原則2年ということを見ると、最初の1年については、全体として家庭裁判所の重要問題、現在の問題みたいなものについての御認識を伺える機会があればいいと思う。それを踏まえて、更にまた次年度以降、場合によっては1年間スケジュールを決めてやっていくやり方もあるようにも思う。そうすると、少年審判を先にするか成年後見を先にするかということになるが、今回は家事の分野のテーマを取り上げたので、次回は少年事件をテーマにしたらいかがか。そして、最近、犯罪被害者に対する配慮をどうすべきかというのが我が国の大きな社会問題になっているので、その辺も含めた発展形として今検討されている被害者の傍聴という問題も取り上げたり、それがこれまでの少年審判の在り方にどのような影響を及ぼすのかを考えてみたい。被害者傍聴は、それぞれの立場によっても大分違うようで、弁護士会はむしろ反対の立場のようにもあるし、いろんな考え方がある。家裁の裁判官としての受け止め方もいろいろであると思う。そのような、少年審判の問題を次回取り上げて意見交換をお願いするということによろしいか。成年後見制度の問題はここ数年来の課題であるということもあり、10月に取り上げるということではいかがか。

了承を得られたので、6月のテーマは少年審判、10月は成年後見制度ということで準備させていただきたい。その関係で、事前に資料等が必要であれば裁判所側に伝えていただければ、事前に届けたい。

また、本日の意見交換で御指摘のあった調停の問題点について、我々としてももう少し検討したいと考えており、指摘を受けてどういう形で調停委員に伝えたかも御報告したいと思っている。

それに関して、私どもの周りでも調停に関して知らない人が圧倒的に多く

て、特に離婚問題だとすぐ訴訟というふうにはしか結びつかない方が圧倒的に多い。この辺は委員から御指摘のとおりすごく大事だと思うので、いつ協議するかということについてはお任せするが、引き続きテーマとして取り上げていただきたい。